

教育委員会会議 定例会

令和元年8月21日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 24 号 山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

第 25 号 県議会に提出する予定案件について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(14) 山梨県高等学校審議会の答申について

議案第 24 号

山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する
訓令

提案理由

工業標準化法の改正に伴い、関係訓令について規定の整備を行う必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

規則・訓令
告示の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	工業標準化法の改正に伴い、関係訓令について規定の整備を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <p>○「日本工業規格（JIS）」を「日本産業規格（JIS）」に、法律名を「工業標準化法」から「産業標準化法」と改める法律が令和元年7月1日に施行された。</p> <p>2 訓令改正の内容</p> <p>○法律の改正に伴い、次の2つ訓令中の「日本工業規格」の文言を「日本産業規格」に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県教育庁行政文書管理規程 ・山梨県立学校処務規程
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第	号
山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和元年八月	日
山梨県教育委員会	
教育長 市川 満	
山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	
(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)	
第一条	山梨県教育庁行政文書管理規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)
	の)の一部を次のように改正する。
	第十六条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
	(山梨県立学校処務規程の一部改正)
第二条	山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部

を次のように改正する。
第一号様式、第十一号様式、第十五号様式の二、第十六号様式の四、第十八号様式
の十、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十八号様式、第二十九号様式及び第三
十号様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県教育庁行政文書管理規程新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（行政文書の作成）</p> <p>第十六条 行政文書の作成に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政文書は、<u>日本産業規格</u>A列四判を基準として作成しなければならぬ。</p>	<p>（行政文書の作成）</p> <p>第十六条 行政文書の作成に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政文書は、<u>日本工業規格</u>A列四判を基準として作成しなければならぬ。</p>

山梨県立学校処務規程新旧対照表（第一一条関係）

新	旧
<p>第1号様式（第10条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第2号様式～第10号様式 略 第11号様式（第20条の4関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第11号様式の2（第20条の6関係）～第15号様式（第22条関係） 略 第15号様式の2（第22条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第16号様式（第22条関係）～第16号様式の3 略 第16号様式の4（第23条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第17号様式～第18号様式の9（第34条関係） 略 第18号様式の10（第34条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第19号様式（第34条関係）～第23号様式 略 第24号様式（第35条関係） 略</p> <p>備考 水色の用紙を用い、大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第25号様式（第35条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第26号様式（第35条関係）～第27号様式（第35条の3関係） 略 第28号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第29号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 第30号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>第1号様式（第10条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第2号様式～第10号様式 略 第11号様式（第20条の4関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第11号様式の2（第20条の6関係）～第15号様式（第22条関係） 略 第15号様式の2（第22条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第16号様式（第22条関係）～第16号様式の2及び第16号様式の3 略 第16号様式の4（第23条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第17号様式～第18号様式の9（第34条関係） 略 第18号様式の10（第34条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第19号様式（第34条関係）～第23号様式 略 第24号様式（第35条関係） 略</p> <p>備考 水色の用紙を用い、大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第25号様式（第35条関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第26号様式（第35条関係）～第27号様式（第35条の3関係） 略 第28号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第29号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 第30号様式（第35条の3関係） 略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>

議案第 25 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

件名	山梨県高等学校審議会の答申について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問事項 県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について○ 審議状況 平成30年6月1日～令和元年7月30日(計12回)
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 令和元年8月20日、山梨県高等学校審議会から、諮問事項「県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について」に係る答申書が提出された。○ 答申の内容<ul style="list-style-type: none">I 構想策定上の視点II 高等学校のあり方<ul style="list-style-type: none">1 高等学校の規模2 地域における高等学校のあり方3 公私のあり方III 入学者選抜制度IV グローバル化への対応V 将来のイノベーションリーダー・グローバルリーダーの育成VI 地域経済を支える産業人材の育成VII 多様な分野の人材の育成VIII 多様なニーズへの対応IX 中高一貫教育X 地域との連携XI ICTの活用XII 学校経営